

かぞブランド認定事業実施要綱

(平成28年12月13日市長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、本市の優れた産品を本市の地域ブランド（以下「かぞブランド」という。）として認定することにより、本市の知名度及び産品の付加価値の向上を図り、もって本市の産業振興及び地域活性化に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 産品 市内で生産され、製造され、開発され、又は加工された一次産品、加工品、工芸品、工業製品及び飲食店メニューをいう。
- (2) 事業者 農業、商業、工業等を営むもの又はこれらのもので組織する法人その他の団体であつて、市内に事業所を有するものをいう。

(認定基準)

第3条 かぞブランドの認定基準は、加須市かぞブランド認定委員会設置要綱（平成28年12月13日市長決裁）に基づき設置されたかぞブランド認定委員会（以下「委員会」という。）が別に定めるものとする。

(認定申請)

第4条 かぞブランドの認定を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、委員会が別に定める期限までに、かぞブランド認定申請書（様式第1号）を委員会に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

(認定の推薦等)

第5条 市内に居住し、若しくは在勤する者又は事業者は、産品をかぞブランドに推薦することができる。

- 2 前項の規定により産品を推薦しようとするものは、委員会が別に定める期

限までに、かぞブランド認定推薦書（様式第2号）を委員会に提出しなければならない。

- 3 委員会は、前項に規定する推薦書の提出があったときは、当該推薦に係る事業者等に推薦があった旨を報告するとともに、前条第1項の規定による申請を勧めるものとする。ただし、当該推薦に係る産品が明らかに認定の対象外である場合については、この限りでない。

（認定の審査）

第6条 委員会は、第4条第1項に規定する申請書の提出があったときは、かぞブランド認定審査会設置要綱（平成28年12月13日市長決裁）に基づき設置されたかぞブランド認定審査会（以下「審査会」という。）の審査に付するものとする。

- 2 審査会は、認定基準に基づき申請の内容を審査し、その結果を委員会に報告するものとする。

（認定の決定等）

第7条 委員会は、前条第1項に規定する審査により認定の適否を決定したときは、その結果を市長に報告するとともに、かぞブランド認定・不認定決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定によりかぞブランドの認定を受けたもの（以下「認定事業者」という。）に対し、かぞブランド認定証（様式第4号）を交付するものとする。

（認定の有効期間）

第8条 認定の有効期間は、認定した日から3年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（認定の公表）

第9条 委員会は、認定した産品（以下「認定品」という。）について、次に掲げる事項を公表するものとする。

（1） 認定品の名称

（2） 認定事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、

代表者の氏名及び主たる事務所の所在地。以下同じ。)

(認定の更新)

第10条 認定事業者は、第8条に規定する認定の有効期間が満了する場合において引き続き認定を受けようとするときは、当該有効期間が満了する日の6箇月前までに、かぞブランド認定更新届出書(様式第5号)を委員会に提出しなければならない。

2 更新後の認定の有効期間は、第8条の規定を準用するものとする。

(認定の表示)

第11条 認定事業者は、認定品又は当該認定品の包装、容器等に認定品である旨の表示をすることができる。

2 認定の表示は、当該認定品以外の産品等に表示してはならない。

(認定内容の変更)

第12条 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかにかぞブランド認定事項変更等届出書(様式第6号)により委員会に届け出なければならない。

(1) 認定事業者の氏名又は住所を変更したとき。

(2) 認定品の名称を変更したとき。

(3) 認定品の生産、製造、販売等を1年以上中止し、又は廃止し、再開の見込みがないとき。

(4) 認定品の規格、形状又は包装若しくは容器に係るデザインを著しく変更したとき。

(5) その他申請調書の記載事項に変更が生じたとき(軽微な変更を除く。)

(認定の取消し)

第13条 委員会は、認定品又は認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

(1) 認定を受ける要件又は資格を欠くに至ったとき。

(2) 認定基準に適合しないと認められたとき。

(3) 虚偽の申請により認定を受けたとき。

(4) 認定品の生産、製造、販売等を1年以上中止し、又は廃止したとき。

(5) その他認定制度の運用に重大な支障を来す行為又は認定品の信頼を著しく損なう行為があったとき。

2 委員会は、前項の規定により認定品の認定を取り消したときは、かぞブランド認定取消通知書（様式第7号）によりその旨を認定事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定により認定を取り消されたものは、その取消の日から3年を経過しなければ新たな認定の申請をすることができない。

（調査及び確認）

第14条 委員会は、必要があると認めるときは、次に掲げる方法により、認定品の調査及び確認を行うことができる。

(1) 認定事業者の事業所等への聞き取り調査

(2) 認定品の成分その他の表示内容に係る品質確認

(3) 認定品の販売実績及び認定による波及効果に関する調査

（認定事業者の責務）

第15条 認定事業者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項について留意しなければならない。

(1) 認定品の生産、製造、販売等を通じて、当該認定品の情報発信を積極的に行い、かぞブランドのイメージの向上に努めること。

(2) 認定品の計画的な生産、製造、販売等、適正な品質管理及び流通体制の整備に努めること。

2 認定事業者は、認定品の生産、製造、販売等において、事故、苦情等が生じたときは、その旨を速やかに市長に報告するとともに、当該事故、苦情等の解決に向けて誠実に対処しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月13日から施行する。

附 則（平成31年4月23日市長決裁）

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和元年8月23日市長決裁）

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

附 則（令和3年3月8日経済部長決裁）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年10月28日市長決裁）

この要綱は、令和3年12月14日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

かぞブランド認定申請書

年 月 日

かぞブランド認定委員会委員長 様

申請者

所在地

事業所名

代表者名

かぞブランド認定事業実施要綱第 4 条第 1 項の規定により、かぞブランドの認定を受けたいので、関係書類等を添えて申請します。

1 申請品の概要

フリガナ 申請産品名			
販売単位		価格	円（税抜）

申請する産品の概要・特徴が分かる書類のほか、写真データ、カタログ、パンフレット、サンプル等その産品について紹介ができるものを添付してください。

2 事業内容及び連絡先

設立年月又は 事業開始年月			
資本金等 (法人のみ)	千円	従業員数	人
主な活動事業 又は活動内容			
担当部署・ 担当者名			
電 話		FAX	
E - mail			
H P			

3 申請産品名

申請産品名	
-------	--

4 申請産品の特長

① 加須らしさ	ア. 加須市内で生産、製造、開発又は加工等されたものか。
	イ. 加須市の歴史、文化、風土、自然、生活から培われてきたものか。
	ウ. 加須市で培われた伝統的技術や調理法を伝承し、又は復興し生産されたものであるか。
	エ. 主たる原材料に加須産を使用しているか。
② 優位性・独自性	ア. 品質、賞味、規格、形状、機能等の商品特性に優位性があるか。
	イ. デザインやネーミング等において他の産品と差別化する工夫があるか。
	ウ. 特許、実用新案、意匠登録、商標登録等の知的財産権を取得又は出願しているか。
③ 信頼性・安全性	ア. 優れた生産技術や出荷規格に基づいて産品を厳選しており、品質を維持・向上するための管理体制や取り組みがあるか。
	イ. 信頼性を確保するため法令順守や衛生管理等を実施しているか。
	ウ. 法律に基づく認定を受けているか（有機栽培、特別栽培、エコファーマー、オーガニック等）。 また、環境に配慮した生産方式、取組を行っているか（自然素材の活用、生産資材・残渣(さ)・廃棄物等の適正処理、リサイクル及び環境保全活動等の取組等）。
	エ. クレーム処理の体制が整っているか。
④ 市場性・将来性	ア. 消費者が入手できる販売体制があるか。
	イ. 市場の動向に応じたマーケティング戦略を持ち、具体的な取り組みを行っているか。
	ウ. 将来にわたり、継続的かつ安定的な生産、販売が見込まれ、その拡大が期待できるか（後継者育成、技術継承、原材料の安定調達等）。

様式第2号（第5条関係）

かぞブランド認定推薦書

年 月 日

かぞブランド認定委員会委員長 様

推薦者

住所

氏名

電話番号

事業所名又は勤務先

かぞブランド認定事業実施要綱第5条第2項の規定により、次の事業者の産品を推薦します。

推薦する産品の概要

産品の名称		
種 別	<input type="checkbox"/> 一次産品	<input type="checkbox"/> 加工品 <input type="checkbox"/> 工芸品
	<input type="checkbox"/> 製造品、工業製品	<input type="checkbox"/> 飲食店メニュー
推薦理由		
事業者名等	所在地	
	事業所名	
	代表者名	

年 月 日

様

かぞブランド認定委員会
委員長

かぞブランド認定・不認定通知書

年 月 日付けで申請のありました かぞブランドの認定 について審査した
結果、次のとおり決定しましたので通知します。

1 産 品 名

2 事業者等 所在地
事業所名
代表者名

3 審査結果 認定します ・ 認定しません

4 理 由

かぞブランド認定証

認定番号 第 号

認定品名

申請者

認定期間 年 月 日～ 年 月 日

かぞブランド認定委員会における審査の結果、
「かぞブランド」として認定します。

年 月 日

加須市長

様式第5号（第10条関係）

かぞブランド認定更新届出書

年 月 日

かぞブランド認定委員会委員長 様

届出者

所在地

事業所名

代表者名

かぞブランド認定事業実施要綱第10条第1項の規定により、かぞブランドの認定を更新したいので、次のとおり届け出ます。

1 認定品の概要

認定番号		認定品名		
販売単位			価格	円（税抜）

認定品の概要が分かるカタログ、パンフレット、サンプル等その製品について紹介ができるものを添付してください。

2 事業内容及び連絡先

事業所名			
担当部署・ 担当者名			
電 話		FAX	
E-mail			
HP			

3 認定品への取り組み 認定時からの変更点及び認定後（直近更新後）3年の取り組みについて記入してください。

--

様式第6号（第12条関係）

かぞブランド認定事項変更等届出書

年 月 日

かぞブランド認定委員会委員長 様

申請者

所在地

事業所名

代表者名

かぞブランド認定事業実施要綱第12条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

認定品名	
認定番号	
変更等の内容	
変更等の理由	
変更等に伴う ブランドへの影響	

※その他変更内容に関する資料があれば添付すること。

様式第7号（第13条関係）

かぞブランド認定取消通知書

年 月 日

様

かぞブランド認定委員会

委員長



かぞブランド認定事業実施要綱第13条第2項の規定により、次の認定品の認定を取消しましたので通知します。

1 認定品名

2 認定番号

3 事業者等 所在地

事業所名

代表者名

4 理由

かぞブランド認定審査会設置要綱

(平成28年12月13日市長決裁)

(設置)

第1条 この要綱は、かぞブランド認定事業実施要綱（平成28年12月13日市長決裁）第6条の規定に基づき、かぞブランドの認定の審査を行う機関として、かぞブランド認定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) かぞブランドの認定の審査に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、かぞブランドの認定に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審査会は、委員会の委員及び公募による市民モニター10人以内をもって構成する。

2 市民モニターの公募方法は、市長が別に定める。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、それぞれ委員会の委員長及び副委員長とする。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会は、委員会委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 審査会の庶務は、経済部産業振興課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

かぞブランド認定審査基準

(平成28年12月20日かぞブランド認定委員会決定)

改正 平成29年7月24日一部改正

かぞブランド認定事業実施要綱（以下「要綱」という。）第3条第2項の規定に基づきかぞブランドの認定基準を次のとおり定める。

1 認定審査の対象

要綱第2条第2号に掲げる産品であって、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 一次産品 米穀類、野菜類、果実類、花き類、畜産品その他これらに類するもの
- (2) 加工品 米穀類加工品、麺類、野菜加工品、果実等加工品、調味料、畜産加工品、菓子類、水産加工品、飲料その他これらに類するもの
- (3) 工芸品 織物、染色品、木工品、金工品その他これらに類するもの
- (4) 製造品及び工業製品 一般機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、輸送用機械器具、精密機械器具その他これらに類するもの
- (5) 飲食店メニュー 一般食堂、日本料理店、西洋料理店、中華料理店、うどん・そば店、すし店、喫茶店、居酒屋その他これらに類する飲食店におけるメニュー

2 審査項目

区 分	項 目
加須らしさ	<p>ア 加須市内で生産、製造、開発、加工等されたものである。</p> <p>イ 市の歴史、伝統、文化、風土、自然、生活等から培われたものである。</p> <p>ウ 市で培われてきた伝統的技術及び調理法を伝承し、又は復興し、生産されたものである。</p> <p>エ 主たる原材料が加須産であること。</p>

<p>優位性・独自性</p>	<p>ア 品質、賞味、規格、形状、機能等の商品特性に優位性がある。</p> <p>イ ネーミング、デザイン等において他の製品と差別化する工夫がある。</p> <p>ウ 特許、実用新案、意匠登録、商標登録等の知的財産権を取得し、又は出願をしている。</p>
<p>信頼性、安全性</p>	<p>ア 優れた生産技術及び出荷規格に基づいて産品を厳選しており、品質を維持・向上するための管理体制及び取組を行っている。</p> <p>イ 信頼性を確保するため、法令遵守、衛生管理等を実施している。</p> <p>ウ 法律に基づく認定を受けている(有機栽培、特別栽培、エコファーマー、オーガニック等)。環境に配慮した生産方式、取組を行っている(自然素材の活用、生産資材・残渣・廃棄物等の適正処理、リサイクル及び環境保全活動等の取組等)。</p> <p>エ クレーム処理の体制が整っている。</p>
<p>市場性・将来性</p>	<p>ア 消費者が入手できる販売体制がある。</p> <p>イ 市場の動向に応じたマーケティング戦略を持ち、具体的な取組を行っている。</p> <p>ウ 将来にわたり、継続的かつ安定的な生産及び販売が見込まれ、その拡大が期待できる(後継者育成、技術継承、原材料の安定調達等)。</p>

(3) 審査方法等

ア 審査会委員は、審査会における品評を基に、かぞブランド認定審査表

(別記様式)により、認定基準の各項目に対して絶対評価方式により評価を行うものとする。

イ 各項目に対する配点は、前項に規定する審査表の採点の欄に掲げるとおりとする。

ウ 審査会は、アの規定による評価を集計し、委員会に報告するものとする。

エ 委員会は、次のいずれにも該当する産品について、かぞブランドの認定の適否を検討し、出席委員の過半数により認定を行うものとする。

(ア) (3) アによる評価中、総合得点の平均点が3.5点以上のもの

(イ) (3) アによる評価中、各項目のいずれも平均点が1点でないもの

附 則

この基準は、平成28年12月20日から適用する。

附 則 (平成29年7月24日かぞブランド認定委員会決定)

この基準は、平成29年7月24日から適用する。

かぞブランド認定審査基準細目

基準	視 点	解 説	
①加須らしさ	ア	加須市内で生産、製造、開発、加工等されたものである。	○市内で生産、製造、開発、加工されており、加須を思う気持ちが強く感じられる。
	イ	市の歴史、伝統、文化、風土、自然、生活等から培われたものである。	○加須の歴史や伝統等、地域に関わりのある製品で、その物を通じて加須を感じられる。
	ウ	市に伝わる伝統的技術及び調理法を伝承し、又は復興し、生産されたものである。	○伝統的技術が活用されている（伝統を守り育む意思が感じられる）。
	エ	主な原材料に加須産を使用している。	○原材料にこだわりを持って加須産を使用している。 ○主たる原材料に加須産を使用している。
②優位性・独自性	ア	品質、賞味、規格、形状、機能等の商品特性に優位性がある。	○他の地域で生産、製造されている類似の製品と比べ優位性、独自性がある。
	イ	ネーミング、デザイン等において他の製品と差別化する工夫がある。	○技術、色彩、デザイン、ネーミング等に加須らしい特徴又は優位性が認められ、若しくは差別化する等の創意工夫が認められる。
	ウ	特許、実用新案、意匠登録、商標登録等の知的財産権を取得し、又は出願をしている。	○知的財産権の取得（出願）若しくは保護が図られている。
③信頼性・安全性	ア	優れた生産技術及び出荷規格に基づいて産品を厳選しており、品質を維持・向上するための管理体制及び取組を行っている。	○使用する原材料を厳選し、品質、等級基準を明確化している。
	イ	信頼性を確保するため、法令遵守、衛生管理等を実施している。	○生産（製造）から販売まで一定の基準を定めている。 ○危機管理体制が明確となっている。
	ウ	法律に基づく認定を受けている（有機栽培、特別栽培、エコファーマー、オーガニック等）。環境に配慮した生産方式、取組を行っている（自然素材の活用、生産資材・残渣(さ)・廃棄物等の適正処理、リサイクル及び環境保全活動等の取組等）。	○法律に基づく規格、審査等により認定・栽培されている（有機栽培、特別栽培、エコファーマー、オーガニック等）。 ○第三者機関から優れている産品として認められている※登録制や会費制で認定されるものは除く。 ○環境に配慮した生産方式、取組を行っている（自然素材の活用、生産資材・残渣(さ)・廃棄物等の適正処理、リサイクル及び環境保全活動等の取組等）。
	エ	クレーム処理の体制が整っている。	○購入者からの苦情・要望等に対応する取り組みが行われている。
④市場性・将来性	ア	消費者が入手できる販売体制がある。	○消費者が適切に、若しくは、容易に入手できる。 ○取扱事業者や自社店舗など十分な販売チャネルを有している。
	イ	市場の動向に応じたマーケティング戦略を持ち、具体的な取組を行っている。	○消費者に購入意欲や継続利用を促せる魅力があり、今後の販路拡大が期待できる。 ○加須のイメージアップにつながる効果が期待できる。
	ウ	将来にわたり、継続的かつ安定的な生産及び販売が見込まれ、その拡大が期待できる（後継者育成、技術継承、原材料の安定調達等）。	○安定した売上実績がある。 ○ブランドの維持や発展への考えがあり、取り組みの実施や計画がある。 ○かぞブランドの普及、認知度向上、他の事業者等への波及効果や地域雇用の促進が期待できる。

別記様式

かぞブランド認定審査表

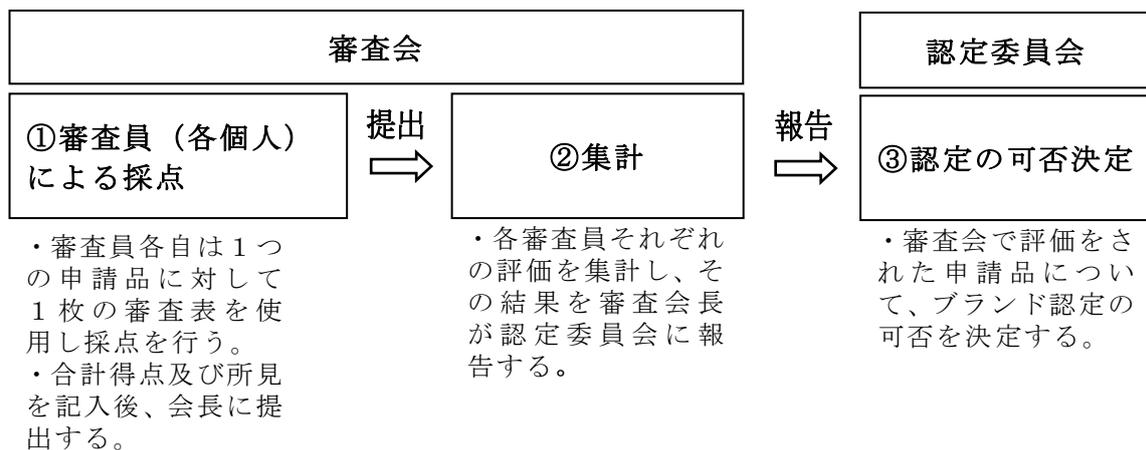
		申請品名			
基準項目		視 点	採点 (点数に○を記入) 十分適合する 適合する (普通) 適合しない		
① 加須らしさ	ア	加須市内で生産、製造、開発、加工等されたものである	3	2	1
	イ	市の歴史、伝統、文化、風土、自然、生活等から培われたものである。	5	3	1
	ウ	市で培われた伝統的技術及び調理法を伝承し、又は復興し、生産されたものである。	3	2	1
	エ	主たる原材料に加須産を使用している。	3	2	1
② 優位性・独自性	ア	品質、賞味、規格、形状、機能等の商品特性に優位性がある。	5	3	1
	イ	デザイン、ネーミング等において他の製品と差別化する工夫がある。	3	2	1
	ウ	特許、実用新案、意匠登録、商標登録等の知的財産権を取得し、又は出願をしている。	3	2	1
③ 信頼性・安全性	ア	優れた生産技術及び出荷規格に基づいて産品を厳選しており、品質を維持・向上するための管理体制及び取組を行っている。	3	2	1
	イ	信頼性を確保するため、法令遵守、衛生管理等を実施している。	3	2	1
	ウ	法律に基づく認定を受けている (有機栽培、特別栽培、エコファーマー、オーガニック等)。環境に配慮した生産方式、取組を行っている (自然素材の活用、生産資材・残渣(さ)・廃棄物等の適正処理、リサイクル及び環境保全活動等の取組等)。	5	3	1
	エ	クレーム処理の体制が整っている。	3	2	1
④ 市場性・将来性	ア	消費者が入手できる販売体制がある。	3	2	1
	イ	市場の動向に応じたマーケティング戦略を持ち、具体的な取組を行っている。	3	2	1
	ウ	将来にわたり、継続的かつ安定的な生産及び販売が見込まれ、その拡大が期待できる (後継者育成、技術継承、原材料の安定調達等)。	5	3	1
所見			総合得点 ／ 50点		

かぞブランド認定審査取扱方針

かぞブランド認定審査基準に基づく審査取扱方針は以下のとおりとする。

1. 審査会では、申請者から提出された申請品を、別紙かぞブランド認定審査表の各項目に照らして採点を行う。
2. サンプルが提出（提示）されている申請品は、試食等を行い、採点の際の参考とする。（容量、価格、パッケージデザイン、品質等）

■ 審査の流れ



■ 審査項目及び採点区分

申請された産品を、4つの認定基準（①加須らしさ、②優位性・独自性、③信頼性・安全性、④市場性・将来性）の各視点（全14項目）に照らして採点を行う。※かぞブランド認定審査表（別記様式）参照

採点区分	点数	備考
十分適合する	3（※5）	※5点となる項目有
標準（適合する）	2（※3）	※3点となる項目有
適合しない	1	

採点の仕方

別記様式

かぞブランド認定審査表

標準のみ合計すると32点となる。認定候補になるには、35点以上が必要。

基準項目		申請品名	採点 (点数) (○を記入)		
視 点			十分適合する	標準 (適合する)	適合しない
① 加須らしさ	ア	加須市内で生産、製造、開発、加工等されたものである	3	2	1
	イ	市の歴史、伝統、文化、風土、自然、生活等から培われたものである。	5	3	1
	ウ	市に伝わる伝統的技術及び調理法を伝承し、又は復興し、生産されたものである。	3	2	1
② 優位性・独自性	ア	品質、賞味、規格、形状、機能等の商品特性に優位性がある。	5	3	1
	イ	ネーミング、デザイン等において他の製品と差別化する工夫がある。	3	2	1
	ウ	特許、実用新案、意匠登録、商標登録等の知的財産権を取得し、又は出願をしている。	3	2	1
③ 信頼性・安全性	ア	優れた生産技術及び出荷規格に基づいて産品を厳選しており、品質を維持・向上するための管理体制及び取組を行っている。	3	2	1
	イ	信頼性を確保するため、法令遵守、衛生管理等を実施している。	3	2	1
	ウ	信頼性の裏付けとなる客観的な事実(受賞歴、認証等)を有している。	5	3	1
	エ	環境に配慮した生産方式、取組を行っている(有機栽培、特別栽培、エコファーマー、自然素材の活用、生産資材・残渣・廃棄物等の適正処理、リサイクル及び環境保全活動等の取組等)。	3	2	1
	オ	クレーム処理の体制が整っている。	3	2	1
④ 市場性・将来性	ア	消費者が入手できる販売体制がある。	3	2	1
	イ	市場の動向に応じたマーケティング戦略を持ち、具体的な取組を行っている。	3	2	1
	ウ	将来にわたり、継続的かつ安定的な生産及び販売が見込まれ、その拡大が期待できる(後継者育成、技術継承、原材料の安定調達等)。	5	3	1

所見

○○○○○○○○○○○○○○○○

総合得点

○○点 / 50点

所見及び総合得点を記入後、審査会長に提出する